

告 示

埼玉県告示第千四百四十二号

測量計画機関である日高市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十二月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

日高市

二 作業種類

公共測量（デジタル航空写真）

三 作業地域

日高市全域

四 作業期間

令和二年十二月二十一日から令和三年三月二十三日まで